

JOMF 派遣医師便り (2019. 3)

◆シンガポール◆

12歳以下のお子さんの Dependant's Pass を申請するにあたり ワクチン記録を提出することになりました

シンガポール日本人会クリニック

日暮 浩実

2019年2月1日から、シンガポール以外で生まれた12歳以下のお子さんが、Dependant's Pass を新たに申請、または、延長する際に、ジフテリアおよびはしかの予防接種記録をシンガポールの Health Promotion Board に提出することが義務となりました。この書類の提出がないか、少なくともジフテリア、はしかに免疫があることを証明する書類がなければ、Dependant's Pass は申請することができません。当院にも問い合わせが多くなっていますが、詳しくは Singapore Health Promotion Board のウェブサイト <https://www.nir.hpb.gov.sg/nirp/eservices/foreignchildrenfaq> 等を御参考にしていただけると良いと思います。

書類はそのウェブサイトからダウンロードできるようになっています。まだ、制度が始まったばかりであることもあること、また、上記のサイトを読みますと整合性に疑問を抱かざるを得ない部分もあることなどから、将来は多少の改定が予想されますが、現時点においては、この決まりに従う以外はありません。

もともとシンガポールでは、ジフテリアとはしかの予防接種は、文字どおり義務のワクチンであり、免疫不全など医学的な理由で接種できない場合を除き、これらのワクチンを打たせないと親は法律で罰せられることになっていました。シンガポールの子どもたちは小学校に入る際にこの記録が必要ですので、医学的正当な理由がある場合以外は、皆接種されるのですが、外国人の子どもに関しては、学校に任せた形になっており、当局が積極的に取り調べることはありませんでした。

今回の措置はこれを外国人の子どもにも徹底させるという意味合いになっていると思います。

実際、シンガポール国民のジフテリア（実際は、現在ではジフテリア、破傷風、百日咳、不活化ポリオ、ヒブの5種混合で行われている）の予防接種率は97%とかなり高いのですが、外国人に関しては、はっきりとしたデータはありません。

実は、2017年8月にシンガポールで21歳の外国籍（バングラデシュ）の建設業労働者がジフテリアを発症し死亡するという事例がおきました。この方は渡航歴から考えてシンガポール国内で感染し発症したと考えられ、シンガポールでは1992年以来25年ぶりの国内発症例となりました（輸入例の最後は1996年）。おそらくこの患者は幼少期にワクチンを受けていなかったと考えられ、シンガポールでは撲滅されたかに見えていたジフテリアですが、実はそうではないこと、免疫がない場合は発症し死に至ることがあるという実例として、アメリカのCDC(Center of Disease Control and Prevention)にも記事が載せられました（2018年11月）。

この事例のすぐ後、2017年10月21日にシンガポール政府は成人むけに Adult Immunisation Schedule を発表しています。大人向けのワクチンの勧めです。これは国民、外国人を問わず、成人が対象ですが、法的拘束力はなく、推奨するというものでした。もちろん、就労条件に影響するものでもありませんでした。

しかし、今回の措置は、この書類がなければ、12歳以下の外国人の子どもはシンガポールに居住できないという法的拘束力のある極めて厳しいものとなっています。ただ、少なくとも先進国では多くの場合、同様のワクチンを行っていますので、先進国からの赴任者家族にとっては、当初こそ書類の面倒さ、不慣れからくる混乱はあるものの、しばらくすれば大きな問題とはならなくなると思います。

ただ、日本の場合、DTP-IPVのワクチンの間隔は20～56日となっていますが、シンガポールの法律においては、同様のワクチンは4週あけることになっています。そのため、28日未満の間隔で受けていた場合、少なくとも現時点では追加接種を求められることになるということです。ご注意ください。